

## 愛知県水産試験場共同研究実施要領

### (目的)

第1 この要領は、愛知県試験研究機関における共同研究等取扱指針（平成17年3月31日付け副知事依命通達）（以下「共同研究等取扱指針」という。）、愛知県試験研究機関における知的財産出願等取扱指針（以下「知的財産出願等取扱指針」という。）、愛知県試験研究機関における研究成果物取扱指針（以下「研究成果物取扱指針」という。）及び愛知県試験研究機関知的財産出願等取扱要領（以下「知的財産出願等取扱要領」という。）並びに愛知県水産試験場試験研究推進要綱に基づき、水産試験場（以下「水試」という。）が、国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体、公益法人及び企業等（以下「法人等」という。）と、共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (共同研究の要件)

第2 共同研究に係る試験研究は、全ての要件をみたすものでなければならない。

- (1) 水試の業務に関連するものであること。
- (2) 研究成果を得ることが十分見込まれること。
- (3) 水試が単独で実施した場合に比べ、時間的、経済的に有利であること。
- (4) 水試の業務の遂行に支障を生じないこと及び公正性を損なわないこと。

### (共同研究の公募及び申請)

第3 共同研究の公募及び申請に係る手続は次のとおりとする。

- (1) 水試が実施しようとする共同研究については、原則、予め水試のウェブページ等により公募を行うものとする。
- (2) 共同研究を行おうとする法人等は共同研究申請書（様式1）を水試場長（以下「場長」という。）に提出する。
- (3) 水試の関係グループ長がこれに同意する場合又は水試のグループ長が法人等との共同研究を希望する場合は、関係部所長を経由して共同研究計画書（様式2）を場長に提出する。なお、共同研究計画書の作成にあたっては、必要に応じて補足資料を添付するものとする。

### (共同研究実施の審査)

第4 場長は、第3に基づく申請があった場合又は部所長が法人等との共同研究を希望する場合は、第5に定める審査会において、共同研究申込書及び共同研究計画書等に基づいて審査を行い、可否を決定する。

- 2 場長は、共同研究希望者に対して、共同研究の実施の可否等を通知する（様式3）。
- 3 場長は、会議の協議内容を農業水産局長に報告する。

### (共同研究審査会)

第5 共同研究の内容を審査するため共同研究審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 共同研究の可否に関すること。
  - (2) 共同研究計画の重要な変更等に関すること。
  - (3) その他、共同研究の実施に関すること。
- 3 会長は、場長をもって充てる。
- 4 審査会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 場長、副場長、漁業生産研究所長、内水面漁業研究所長、漁場環境研究部長、総括研究員及び管理課長
  - (2) 水産課担当職員
  - (3) その他会長が必要と認めた者。
- 5 会長は、審査会会議を招集し、その会議の議長となる。

(水試研究員及び契約の締結)

第6 場長は、審査会の承認を受けた後、水試研究員の指名を行い、併せて研究管理者（通常、所部長をいう。）を選任する。また、速やかに共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。なお、研究費を受領する研究においては、農業水産局長あてに契約締結の依頼をすることとし、この場合は、単年度契約とする。

- 2 共同研究契約書は、原則として、様式4-1又は4-2によるものとする。

(実施期間)

第7 共同研究の実施期間は、原則として3年以内とする。

(共同研究の管理)

第8 研究管理者は、共同研究の効果的かつ効率的に実施するため、研究計画、成績検討等適正な進行管理に努め、共同研究の進捗状況を水産試験場企画会議に随時報告するものとする。

- 2 研究管理者は共同研究実施期間終了後、速やかに共同研究の結果をとりまとめ、場長に報告するものとする。

- 3 場長は、前項の報告を受け、共同研究完了報告書（様式5）により農業水産局長へ報告するものとする。

(研究計画の変更等)

第9 場長は、共同研究契約を締結した者（以下「共同研究者」という。）から、共同研究の実施に関する内容の著しい変更、又は延期、中止もしくは廃止の申し出があった場合は、次の手順でその諾否を検討するものとする。なお、著しい変更とは、成果がでるまでに相当な期間の延長、県に大幅な人的・金銭的負担増が予想される計画変更をいう

- 2 研究管理者は、共同研究者の研究進捗状況の把握に努め、共同研究者から研究計画の変更等の申し出があった場合は、企画普及グループへ連絡するとともに、「変更等申込書」（様式6-1～4）の作成を指導し、これを場長に提出するものとする。

- 3 場長は、「変更等申込書」の提出を受け、審査会に諮るものとする。その結果、研

究内容の著しい変更等を決定しようとする場合は、「共同研究変更等承諾書」（様式7）により当該研究者に通知する。

#### （実施場所）

第10 共同研究の実施場所は、原則として水試及び共同研究者の担当部所室等とする。ただし、共同研究契約で別に定めたときは、この限りではない。

2 場長及び共同研究者は、共同研究の遂行上必要な場合には、水試又は共同研究者の所有する研究用機器・資材を相互に受け入れることができる。

#### （共同研究員）

第11 場長は、共同研究を実施するために同研究員を当該研究期間中に水試へ受け入れることができる。

#### （経費の分担）

第12 共同研究に必要な経費は、水試が使用する経費については水試が、共同研究者が必要とする経費については共同研究者がそれぞれ負担するものとする。ただし、共同研究に必要な研究経費のうち、水試が使用する経費の一部を共同研究者が負担することができることとする。

#### （経費の精算）

第13 共同研究者から研究経費を受領した場合は、研究完了後、速やかに精算するものとする。

#### （研究成果の取扱い）

第14 場長は、共同研究の結果、知的財産（品種を除く。）が創出された場合は、共同研究契約、「愛知県職員の勤務発明等に関する規程」（昭和56年4月1日訓令第4号）、「共同研究等取扱指針」、「知的財産出願等取扱指針」、「研究成果物取扱指針」及び「知的財産出願等取扱要領」に基づき、所定の手続きを行う。

2 場長は、共同研究の結果、新品種を育成したときは、共同研究契約、「愛知県職務育成品種に関する要綱」（昭和56年6月18日付け56園蚕第208号、56林第283号農業水産部長・農地林務部長連名通知）、「共同研究等取扱指針」、「知的財産出願等取扱指針」及び「研究成果物取扱指針」に基づき、所定の手続きを行う。

#### （委任）

第15 この要領に定めるもののほか、水産試験場が共同研究を実施するのに必要な事項は、場長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

平成26年12月25日 一部改正

平成30年4月2日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

(様式1)

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| <h1>共同研究申請書</h1>            |        |
| 年 月 日                       |        |
| 愛知県水産試験場長 殿                 |        |
| 所在地<br>名称及び<br>代表者氏名<br>電 話 |        |
| 研究テーマ                       |        |
| 研究目的                        |        |
| 研究内容                        |        |
| 共同研究を必要とする理由                |        |
| 研究実施の希望場所                   |        |
| 研究実施の希望期間                   |        |
| 研究用機材・資材の提供等                |        |
| 研究員の派遣・受入等                  |        |
| 研究経費の負担限度額                  |        |
| その他（添付書類）                   | 1<br>2 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式2)

## 共同研究計画書

|                        |            |  |
|------------------------|------------|--|
| 課題名                    | 共同研究課題名    |  |
|                        | 実施研究課題名    |  |
| 実施部所及び担当研究員            |            |  |
| 目 的                    |            |  |
| 内 容                    |            |  |
| 相手<br>先<br>法<br>人<br>等 | 名称         |  |
|                        | 所在地（本社、支社） |  |
|                        | 財務的基礎（資本金） |  |
|                        | 従業員数       |  |
|                        | 技術的能力・実績   |  |
|                        | 設立年月日      |  |
| 共同研究実施要領第2の要件          |            |  |
| 相手方を適当と認める理由           |            |  |
| 分 担                    |            |  |
| 農林水産業振興との係わり           |            |  |
| 県として取り組む意義             |            |  |
| 実 施 場 所                |            |  |
| 実 施 期 間                |            |  |
| 提供される施設等               |            |  |
| 特許権の取り扱い               |            |  |
| 研究成果の公表方法及び時期          |            |  |
| その他特記事項                |            |  |

- 備考 1 法人等が国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体である場合は、財務的基礎、技術的能力・実績等の事項の記載は必要ない。
- 2 実施研究課題名は、愛知県農林水産関係試験研究課題体系表の細目課題を記入する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式3)

## 共同研究申請審査結果通知書

第 号  
年 月 日

相手先 代表者氏名 殿

愛知県水産試験場長 印

年 月 日付けで申請のありました共同研究については、下記のとおり可否が決定しました。

記

- 1 共同研究課題名
- 2 審査結果  
可・不可
- 3 可又は不可の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式4-1)

## 共同研究契約書(ひな形1)

愛知県水産試験場長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により共同研究の実施及び成果の取り扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- ① 研究課題 〇〇〇に関する研究
- ② 研究目的
- ③ 研究内容

(実施期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、〇年〇月〇日から〇年3月31日までとする。ただし、実施期間満了1か月前までに、甲又は乙から格段の意思表示がなされないときは、その後、1年間引き続き効力を有するものとし、以後〇年〇月〇日まで同様とする。

(共同研究の分担及び管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。

(費用の分担)

第4条 本共同研究に要する費用は、甲が必要とする経費は甲が、乙が必要とする経費は乙がそれぞれ支出する。ただし、甲及び乙が合意した場合、甲は本共同研究に要する研究経費を乙から受け入れることができるものとする。

- 2 前項のただし書きの場合、甲及び乙は経費の取扱を定め、別に契約を締結する。

(研究用設備の利用)

第5条 本共同研究に必要な設備については、甲及び乙が所有する設備を相互に無償で利用できるものとする。ただし、故意又は重大な過失により亡失又は毀損したときは賠償しなければならない。

- 2 甲は、本共同研究に必要な設備として、乙が所有する設備を無償で甲の管理する研究室へ受け入れ、これを使用させることができる。この場合において、当該設備の搬入、据付、撤去及び搬出に要する費用は乙が負担する。

(共同研究の変更又は中止及び損害賠償)

第6条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を変更又は中止することができる。

- 2 前項の規定により本共同研究の変更又は中止を行う場合には、甲又は乙は、本共同研究を変更又は中止することについて、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

- 3 共同研究が中止となった場合、それまでに作成されたすべての成果物について、その処分法及びその他取扱いを甲、乙で協議する。

- 4 甲又は乙は、第1項の規定による共同研究の変更・中止等により相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(特許出願)

第7条 甲又は乙は、それぞれ、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、本共同研究



の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(特許の共同出願)

第8条 愛知県（以下「県」という。）及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が、本共同研究の結果共同して発明を行った場合には、それぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。

(優先実施権)

第9条 県は、本共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明であって県及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、乙の指定する者に限り、乙の指定する者との間で締結する当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約の締結の日から3年間優先的に実施させることができる。ただし、県は、必要と認める場合について、2年間を限度として優先的実施の期間を延長することができる。

2 県は、前項の規定にかかわらず、公共の利益の観点から必要があると認められるときは、その理由を明示した上で優先的実施の期間を短縮し、又は優先的実施の許諾を取り消すことができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第10条 県は、乙の指定する者が共有に係る特許権等を前条に定める優先的実施の期間の第2年以降において正当な理由なく実施しないときは、乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

2 県は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

3 県は、前2項の規定により第三者に対し共有にかかる特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該権利の実施を許諾することができる。

ただし、県は第三者に対し実施を許諾したときは、その旨を乙に報告するものとする。

(実施料)

第11条 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、県に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

2 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ当該権利を有する者に帰属するものとする。

(特許料等)

第12条 乙は、共有に係る特許権等に関する出願から登録に至る費用（弁理士費用を含む。）及び特許料（以下「出願費等」という。）のうち県及び乙の持分に係る一切の費用を負担しなければならない。

2 県は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができる。

(意匠権等の取扱い)

第13条 第8条から第13条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権等知的所有権について準用する。

(品種登録の出願)

第14条 甲又は乙は、それぞれ、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、本共同研究の結果独自に品種の育成を行い、当該品種に係る品種登録の出願を行おうとするときは、当該品種育成を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(品種登録の共同出願)

第15条 県及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して品種を育成し、品種登録の出願を行おうとするときは、当該品種に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該出願を行うものとする。

(通常利用権の許諾の協議)

第16条 乙は、前条の規定により品種登録の出願を行い、共同して品種登録を受けている品種（以下「共同登録品種」という。）について、種苗法第26条に規定する通常利用権（以下「通常利用権」という。）を許諾しようとするときは、あらかじめ県と協議するものとする。

(優先的な通常利用権の許諾)

第17条 県は、共同登録品種について乙の指定する者に限り、乙の指定する者との間で締結する当該共同登録品種の通常利用権の許諾に関する契約の締結の日から3年間優先的に通常利用権を許諾することができる。ただし、県は、必要と認める場合について、更に5年を越えない範囲において、優先的に当該通常利用権を許諾することができる。

2 県は、前項の規定にかかわらず、公共の利益の観点から必要があると認められるときは、その理由を明示した上で優先的通常利用権の許諾の期間を短縮し、又は優先的通常利用権の許諾を取り消すことができる。

(第三者に対する通常利用権の許諾)

第18条 県は、共同登録品種について、乙の指定する者が前条に定める優先的に通常利用権を許諾する期間の第2年以降において正当な理由なく当該通常利用権を行使しないときは、第三者に対し当該通常利用権を許諾することができる。

2 県は、共同登録品種について、第三者が当該通常利用権の許諾を受けないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該通常利用権を許諾することができる。

3 甲は、共同登録品種について、前2項の規定により第三者に対し通常利用権を許諾しようとするときは、単独で当該許諾をすることができる。

ただし、県は第三者に対し許諾したときは、その旨を乙に報告するものとする。

(許諾の対価)

第19条 乙は、共同登録品種について、育成者権を行使しようとするときは、県に対し、別に協議して定める割合に応じた額に相当する対価を支払わなければならない。

2 共同登録品種について、乙の指定する者又は第三者から徴収する許諾の対価は、別に協議して定める割合に応じ当該登録品種に係る品種登録者に帰属するものとする。

(登録料等)

第20条 乙は、共同登録品種に関する出願料及び登録料（以下「登録料等」という。）のうち県及び乙の持分にかかる一切の費用を負担しなければならない。

2 県は、乙が前項に定める登録料等を負担しないときは、乙が当該品種に係る乙の持分を放棄したともものとみなすことができる。

(研究成果品の帰属)

第 21 条 本共同研究実施期間中に制作された試作品等は、原則として、甲に帰属するものとする。ただし、乙が独自に開発試作したものはこの限りではない。

2 第 3 条に定める本共同研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において育成された品種は県と乙がそれぞれ所有し、各自が使用できるものとする。また、甲又は乙が、研究実施期間終了後 5 年以内に、成果物から新たに品種を育成した場合には愛知県及び乙の共有とし、その新品种の扱いについては、第 13 条から第 18 条の規定を準用する。

(研究成果の公表等)

第 22 条 甲又は乙は、研究実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、それぞれ乙又は甲と協議するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、研究成果の公表が公的機関としての業務上必要であると判断したときは、乙にあらかじめ通告をした後公表できるものとする。

3 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

4 甲は、第 9 条の規定により第三者に対し実施の許諾をすることとしたとき、又は第 16 条の規定により第三者に対して通常利用権を許諾することとしたときは、前項のただし書の規定に関わらず、研究成果を公表するものとする。

5 乙は、研究実施期間終了後研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(協議)

第24条 この契約に定めるもののほか、共同研究の実施等に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県蒲郡市三谷町若宮97

愛知県水産試験場

場 長 ○○○○ 印

乙 ○○県○○市○○町○○番地

○○○○○○○○

代 表 者 ○○○○ 印

(注) 本共同研究に係る特許を受ける権利、品種を育成した者としての地位について、県と乙が共有している場合であって、乙が優先的に当該権利等を行使させる者を指定した場合のひな形である。

(様式4-2)

## 共同研究契約書(ひな形2)

愛知県水産試験場長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により共同研究の実施及び成果の取り扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- ① 研究課題 〇〇〇に関する研究
- ② 研究目的
- ③ 研究内容

(実施期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、〇年〇月〇日から〇年3月31日までとする。ただし、実施期間満了1か月前までに、甲又は乙から格段の意思表示がなされないときは、その後、1年間引き続き効力を有するものとし、以後〇年〇月〇日まで同様とする。

(共同研究の分担及び管理)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。

(費用の分担)

第4条 本共同研究に要する費用は、甲が必要とする経費は甲が、乙が必要とする経費は乙がそれぞれ支出する。ただし、甲及び乙が合意した場合、甲は本共同研究に要する研究経費を乙から受け入れることができるものとする。

- 2 前項のただし書きの場合、甲及び乙は経費の取扱を定め、別に契約を締結する。

(研究用設備の利用)

第5条 本共同研究に必要な設備については、甲及び乙が所有する設備を相互に無償で利用できるものとする。ただし、故意又は重大な過失により亡失又は破損したときは賠償しなければならない。

- 2 甲は、本共同研究に必要な設備として、乙が所有する設備を無償で甲の管理する研究室へ受け入れ、これを使用させることができる。この場合において、当該設備の搬入、据付、撤去及び搬出に要する費用は乙が負担する。

(共同研究の変更又は中止及び損害賠償)

第6条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を変更又は中止することができる。

- 2 前項の規定により本共同研究の変更又は中止を行う場合には、甲又は乙は、本共同研究を変更又は中止することについて、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

- 3 共同研究が中止となった場合、それまでに作成されたすべての成果物について、その処分法及びその他取扱いを甲、乙で協議する。

- 4 甲又は乙は、第1項の規定による共同研究の変更・中止等により相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(特許出願)

第7条 甲又は乙は、それぞれ、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(特許の共同出願)

第8条 愛知県(以下「県」という。)及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が、本共同研究の結果共同して発明を行った場合には、それぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第9条 県は、本共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に係る発明であって県及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を、乙以外の者(以下「第三者」という。)が実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該権利の実施を許諾することができる。

ただし、県は第三者に対し実施を許諾したときは、その旨を乙に報告するものとする。

(実施料)

第10条 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、県に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

2 共有に係る特許権等について、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ当該権利を有する者に帰属するものとする。

(特許料等)

第11条 乙は、共有に係る特許権等に関する出願から登録に至る費用(弁理士費用を含む。)及び特許料(以下「出願費等」という。)のうち甲及び乙の持分に係る一切の費用を負担しなければならない。

2 県は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持ち分を放棄したものとみなすことができる。

(意匠権等の取扱い)

第12条 第9条から第11条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権等知的所有権について準用する。

(品種登録の出願)

第13条 甲又は乙は、それぞれ、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、本共同研究の結果独自に品種の育成を行い、当該品種に係る品種登録の出願を行おうとするときは、当該品種育成を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(品種登録の共同出願)

第14条 県及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して品種を育成し、品種登録の出願を行おうとするときは、当該品種に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該出願を行うものとする。

(通常利用権の許諾の協議)

第15条 乙は、前条の規定により品種登録の出願を行い、共同して品種登録を受けている品種(以下「共同登録品種」という。)について、種苗法第26条に規定する通常利用

権（以下「通常利用権」という。）を許諾しようとするときは、あらかじめ県と協議するものとする。

（第三者に対する通常利用権の許諾）

第16条 県は、共同登録品種について、第三者が通常利用権の許諾を受けないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、単独で第三者に対し当該通常利用権を許諾することができる。

ただし、県は第三者に対し許諾したときは、その旨を乙に報告するものとする。

（許諾の対価）

第17条 乙は、共同登録品種について、育成者権を行使しようとするときは、県に対し、別に協議して定める割合に応じた額に相当する対価を支払わなければならない。

2 共同登録品種について、第三者から徴収する許諾の対価は、別に協議して定める割合に応じ当該登録品種に係る品種登録者に帰属するものとする。

（登録料等）

第18条 乙は、共同登録品種に関する出願料及び登録料（以下「登録料等」という。）のうち県及び乙の持分にかかる一切の費用を負担しなければならない。

2 県は、乙が前項に定める登録料等を負担しないときは、乙が当該品種に係る乙の持分を放棄したともものとみなすことができる。

（研究成果品の帰属）

第19条 本共同研究実施期間中に制作された試作品等は、原則として、甲に帰属するものとする。ただし、乙が独自に開発試作したものはこの限りではない。

2 第3条に定める本共同研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において育成された品種は県と乙がそれぞれ所有し、各自が使用できるものとする。また、甲又は乙が、研究実施期間終了後5年以内に、成果物から新たに品種を育成した場合には愛知県及び乙の共有とし、その新品種の扱いについては、第13条から第18条の規定を準用する。

（研究成果の公表等）

第20条 甲又は乙は、研究実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、それぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、研究成果の公表が公的機関としての業務上必要であると判断したときは、乙にあらかじめ通告をした後公表できるものとする。

3 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

4 甲は、第9条の規定により第三者に対し実施の許諾をすることとしたとき、又は第16条の規定により第三者に対して通常利用権を許諾することとしたときは、前項のただし書の規定に関わらず、研究成果を公表するものとする。

5 乙は、研究実施期間終了後研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（協議）

第22条 この契約に定めるもののほか、共同研究の実施等に関して必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 愛知県蒲郡市三谷町若宮97

愛知県水産試験場

場 長 ○○○○ 印

乙 ○○県○○市○○町○○番地

○○○○○○○○

代 表 者 ○○○○ 印

（注）本共同研究に係る特許を受ける権利、品種を育成した者としての地位について、県



と乙が共有している場合であって、乙が優先的に当該権利等を行使させる者を指定しない場合のひな形である。

(別表)

共同研究分担課題

| 研究事項 | 研究の分担 |   | 実施場所 |   |
|------|-------|---|------|---|
|      | 甲     | 乙 | 甲    | 乙 |
| (1)  | ○     |   | ○    |   |
| (2)  |       | ○ |      | ○ |
| (3)  | ○     |   | ○    |   |
| (4)  |       | ○ |      | ○ |

甲の場所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

乙の場所

(様式5)

## 共同研究完了報告書

第 号  
年 月 日

農業水産局長 殿

水産試験場長

年 月 日付けで契約した共同研究が完了しましたので、愛知県水産試験場共同研究実施要領第8の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究の課題名
- 2 共同研究の内容
- 3 実施期間
- 4 研究員氏名
- 5 研究成果の概要
- 6 特記事項
- 7 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式6-1)

## 共同研究変更申込書

年 月 日

愛知県水産試験場長 殿

所在地  
名称及び  
代表者氏名

年 月 日付け契約に基づく共同研究の実施内容について下記の理由により、その内容の一部変更をお願いします。

### 記

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 共同研究課題 |                            |
| 分担課題   |                            |
| 変更項目   | 1 . . . . .<br>2 . . . . . |
| 変更理由   | 1 . . . . .<br>2 . . . . . |
| 変更後の内容 | 1 . . . . .<br>2 . . . . . |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式6-2)

## 共同研究延期申込書

年 月 日

愛知県水産試験場長 殿

所在地  
名称及び  
代表者氏名

年 月 日付け契約に基づく共同研究の実施について下記の理由により、その実施の延長をお願いします。

### 記

|          |   |
|----------|---|
| 共同研究課題   |   |
| 分担課題     |   |
| 延期理由     | 1 . . . . .<br>2 . . . . .                |
| 再開予定時期   |   |
| 延期期間中の取扱 | 1 . . . . .<br>2 . . . . .<br>3 . . . . . |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式6-3)

## 共同研究中止申込書

年 月 日

愛知県水産試験場長 殿

所在地  
名称及び  
代表者氏名

年 月 日付け契約に基づく共同研究の実施を下記の理由により、中止すること  
をお願いします。

### 記

|              |   |
|--------------|---|
| 共同研究課題       |   |
| 分担課題         |   |
| 中止理由         |   |
| 現在までの研究結果の概要 | 1 . . . . .<br>2 . . . . .                  |
| 研究報告書の提出     | 年 月 日までに様式第5により提出します。                       |
| その他          | 1 搬入備品は、. . . . .<br>2 研究成果の公表などは、. . . . . |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式6-4)

## 共同研究廃止申込書

年 月 日

愛知県水産試験場長 殿

所在地  
名称及び  
代表者氏名

年 月 日付け契約に基づく共同研究の実施を下記の理由により、廃止すること  
をお願いします。

### 記

|              |   |
|--------------|---|
| 共同研究課題       |   |
| 分担課題         |   |
| 廃止理由         |   |
| 現在までの研究結果の概要 | 1 . . . . .<br>2 . . . . .                  |
| 研究報告書の提出     | 年 月 日までに様式第5により提出します。                       |
| その他          | 1 搬入備品は、. . . . .<br>2 研究成果の公表などは、. . . . . |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式7)

共同研究（変更・延期・中止・廃止）承諾書

第 号  
年 月 日

名称及び  
代表者氏名 殿（様）

愛知県水産試験場長 印

年 月 日に申請のあった共同研究（変更・延期・中止・廃止）願いを下記のとおり承諾します。

記

- 1 申請者 住所  
名称  
代表者
- 2 申請内容 共同研究の（変更・延期・中止・廃止）
- 3 申請理由 (1) . . . . .  
(2) . . . . .
- 4 承諾内容 (1) . . . . .  
(2) . . . . .
- 5 特記事項 (1) 成果の報告 . . . . .  
(2) 搬入備品の取り扱い . . . . .  
(3) 成果の公表 . . . . .  
(4) 特許権など . . . . .